

平成 2 8 年 流 山 市 議 会 第 3 回 定 例 会 議 案

9 月 1 日 招 集
流 山 市

目 次

- 5 7 平成 2 8 年度流山市一般会計補正予算（第 2 号）
- 5 8 東葛中部地区総合開発事務組合規約の一部を改正する規約の制定
に関する協議について
- 5 9 工事請負契約の締結について（流山市立南流山小学校校舎増築工
事（建築工事））
- 6 0 工事請負契約の締結について（流山市立南流山小学校校舎増築工
事（機械設備工事））
- 6 1 平成 2 8 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 2 平成 2 8 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 3 平成 2 7 年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 4 平成 2 7 年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 6 5 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 6 6 平成 2 8 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 7 平成 2 7 年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 6 8 流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 6 9 平成 2 8 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 0 平成 2 8 年度流山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 7 1 平成 2 7 年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 7 2 平成 2 7 年度流山市水道事業会計決算認定について
- 7 3 平成 2 7 年度流山市下水道事業会計決算認定について
- 7 4 平成 2 7 年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について
- 7 5 流山市名誉市民の決定について

- 1 1 平成 2 7 年度健全化判断比率について

- 1 2 平成 2 7 年度資金不足比率について
- 1 3 専決処分の報告について
- 1 4 専決処分の報告について
- 1 5 専決処分の報告について

議案第 58 号

東葛中部地区総合開発事務組合規約の一部を改正する規約の制定
に関する協議について

東葛中部地区総合開発事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のと
おり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
286条第2項の規定により、構成団体と協議するに当たり、同法第
290条の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 組合の事務所の位置を変更するに当たり、東葛中部地区総合
開発事務組合規約の一部を改正することについて、構成団体と
協議するためである。

東葛中部地区総合開発事務組合理約の一部を改正する規約

東葛中部地区総合開発事務組合理約（昭和35年5月2日千葉県指令第1110号）の一部を次のように改正する。

第4条中「千葉県柏市柏五丁目10番1号」を「千葉県柏市布施281番地の1」に改める。

附 則

この規約は、平成28年11月1日から施行する。

議案第 59 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の名称 | 流山市立南流山小学校校舎増築工事（建築工事） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 825,120,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県柏市豊四季1004番地
広島・サンコーテクノ特定建設工事共同企業体
構成員 千葉県柏市豊四季1004番地
（代表者）広島建設株式会社
代表取締役 島田 秀貴
構成員 千葉県流山市南流山3丁目10番地の
16
サンコーテクノ株式会社
代表取締役 洞下 英人 |

参考資料

流山市立南流山小学校校舎増築工事（建築工事）概要

1 工事場所 流山市大字木487番地

2 概要

（1）工事概要 流山市立南流山小学校校舎増築工事に係る建築工事

（2）構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地上4階建て

普通教室16教室、特別教室等7教室

（3）延べ面積 3,283.60平方メートル

3 工期 議会の議決の日の翌日から平成30年2月28日まで

4 設計 東京都文京区白山三丁目1番8号

株式会社I N A新建築研究所

5 施工 千葉県柏市豊四季1004番地

広島・サンコーテクノ特定建設工事共同企業体

6 工事費 825,120,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

業 者 経 歴 表

会 社 名	広島建設株式会社			
自 己 資 本 の 額	4, 7 4 0, 9 2 0千円			
所 在 地	本 社	千葉県柏市豊四季1004番地		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	平成27年5月21日 国土交通大臣許可（特－27） 第18588号			建築工事業
	平成27年5月21日 国土交通大臣許可（般－27） 第18588号			土木工事業 舗装工事業
営 業 種 目	建築工事、土木工事、舗装工事			
代 表 者	代表取締役 島田 秀貴			
過去2か年の年間平均完成工事高 (単位：千円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成26年	288,743	12,833,372	13,122,115
	平成27年	1,446,941	11,134,220	12,581,161
	平 均	867,842	11,983,796	12,851,638
過去の主な工事経歴	工 事 名	千葉県立船橋啓明高等学校校舎（普通教室棟外）大規模改造他建築工事		
	発 注 者	千葉県教育委員会		
	工事金額	235,402,200円		
	工 期	平成27年3月11日～平成28年3月25日		
	受注形態	元請		
	工 事 名	千葉県立沼南高等学校屋内体育館大規模改造建築工事		
	発 注 者	千葉県教育委員会		
	工事金額	129,583,650円		
	工 期	平成25年6月26日～平成26年2月25日		
	受注形態	元請		
	工 事 名	実籾分遣所建替工事（建築工事）		
	発 注 者	千葉県習志野市		
	工事金額	236,601,750円		
	工 期	平成24年9月28日～平成26年1月31日		
	受注形態	元請		

業 者 経 歴 表

会 社 名	サンコーテクノ株式会社			
自 己 資 本 の 額	768,590千円			
所 在 地	本 社	千葉県流山市南流山3丁目10番地の16		
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	平成26年9月12日 国土交通大臣許可（特－26） 第17407号		建築工事業	
	平成26年9月12日 国土交通大臣許可（特－26） 第17407号		土木工事業	
	平成26年9月12日 国土交通大臣許可（特－26） 第17407号		とび・土工工事業	
営 業 種 目	建築工事、土木工事、とび・土工工事			
代 表 者	代表取締役 洞下 英人			
過去2か年の年間平均完成工事高 (単位：千円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成26年	142,811	2,212,522	2,355,333
	平成27年	0	1,648,581	1,648,581
	平 均	71,406	1,930,552	2,001,957
過去の主な工事経歴	工 事 名	流山市立向小金小学校校舎及び学童クラブ増築工事		
	発 注 者	流山市		
	工事金額	153,900,000円		
	工 期	平成26年6月11日～平成27年3月15日		
	受注形態	元請		
	工 事 名	流山市立東深井小学校校舎増築工事		
	発 注 者	流山市		
	工事金額	165,955,000円		
	工 期	平成24年6月28日～平成25年3月20日		
	受注形態	元請		
	工 事 名	流山市立八木北小学校屋内運動場耐震補強及びトイレ改造工事		
	発 注 者	流山市		
	工事金額	72,240,000円		
	工 期	平成23年6月3日～同年11月29日		
	受注形態	元請		

位置図 S=1/5000



配置図 S=1/1000

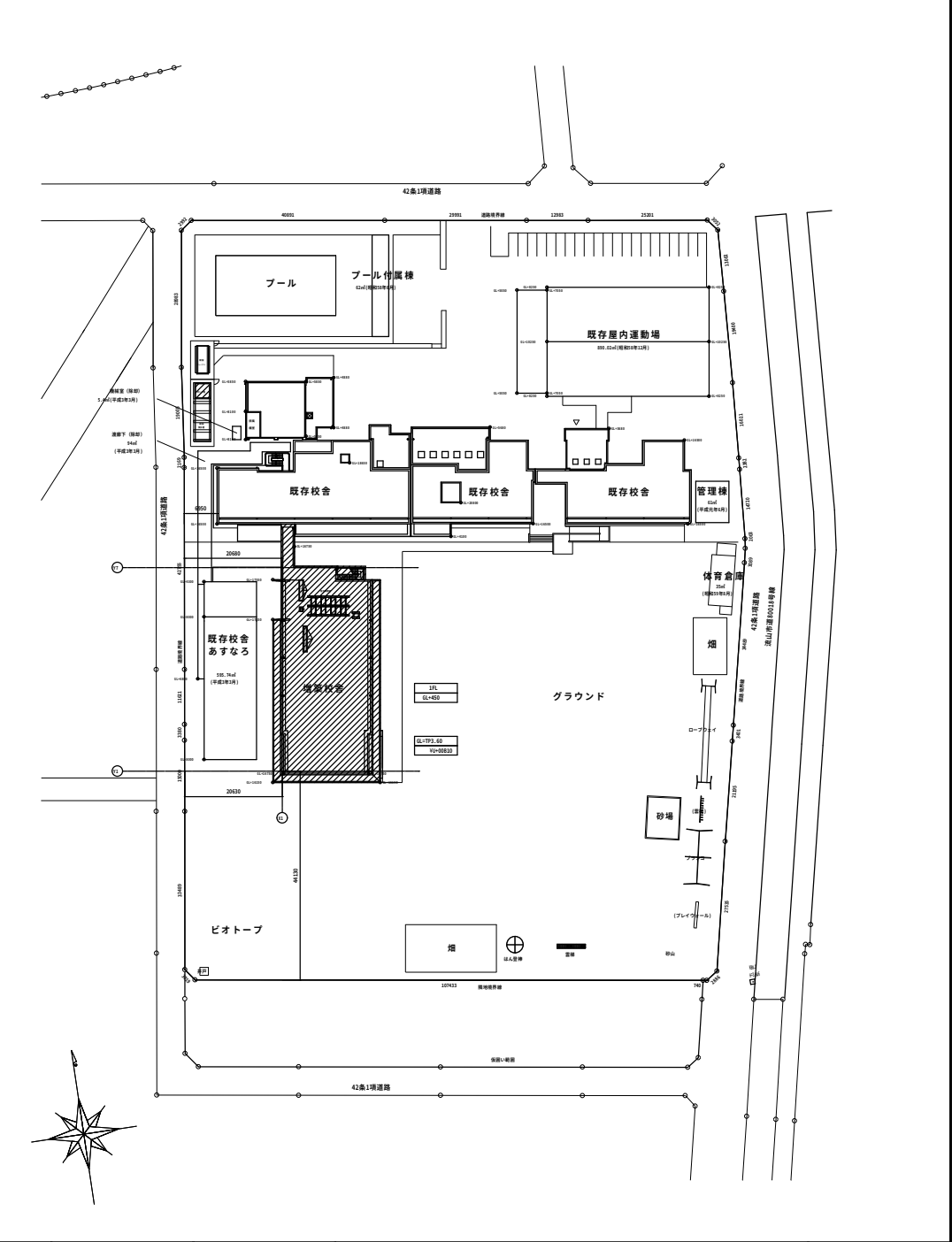
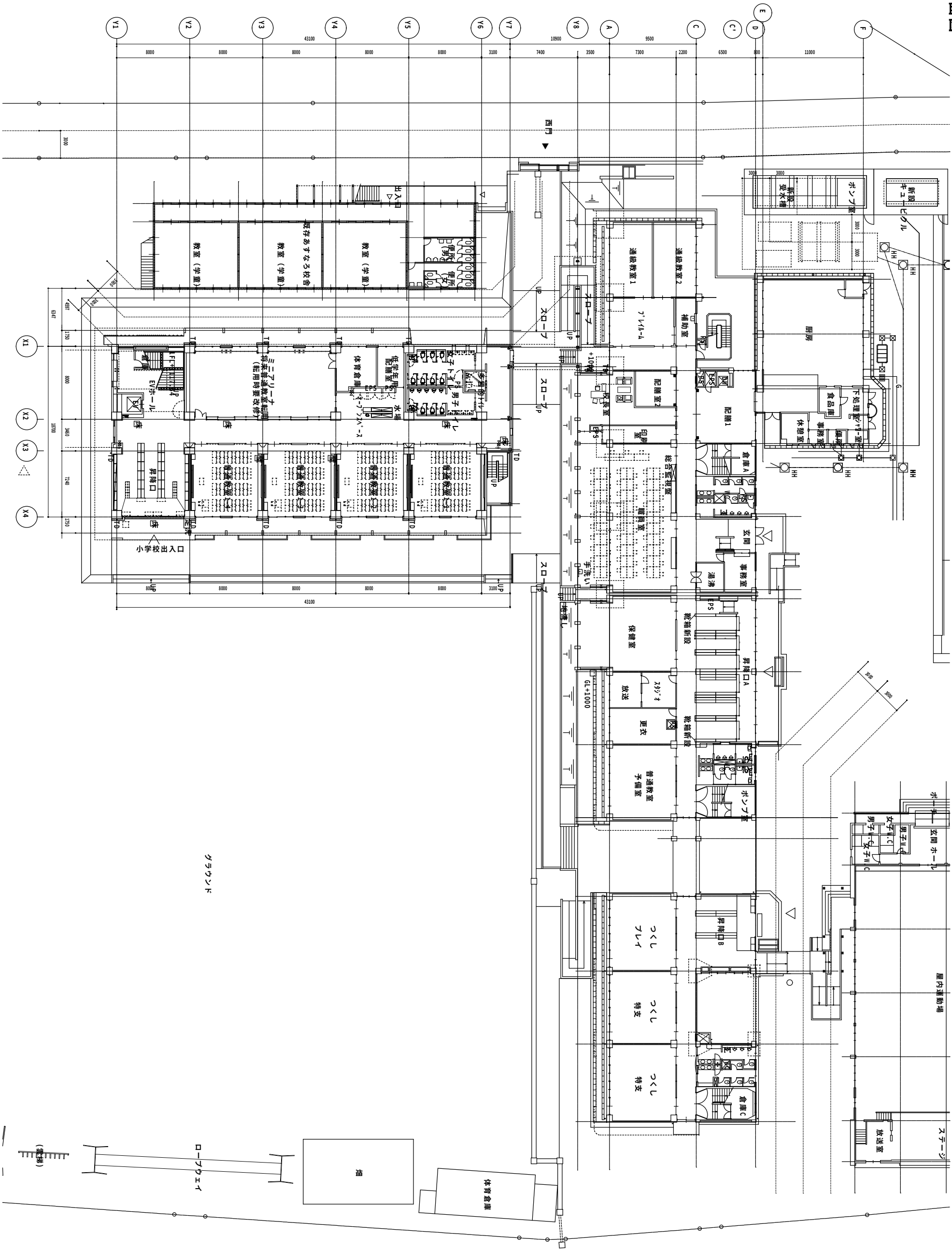


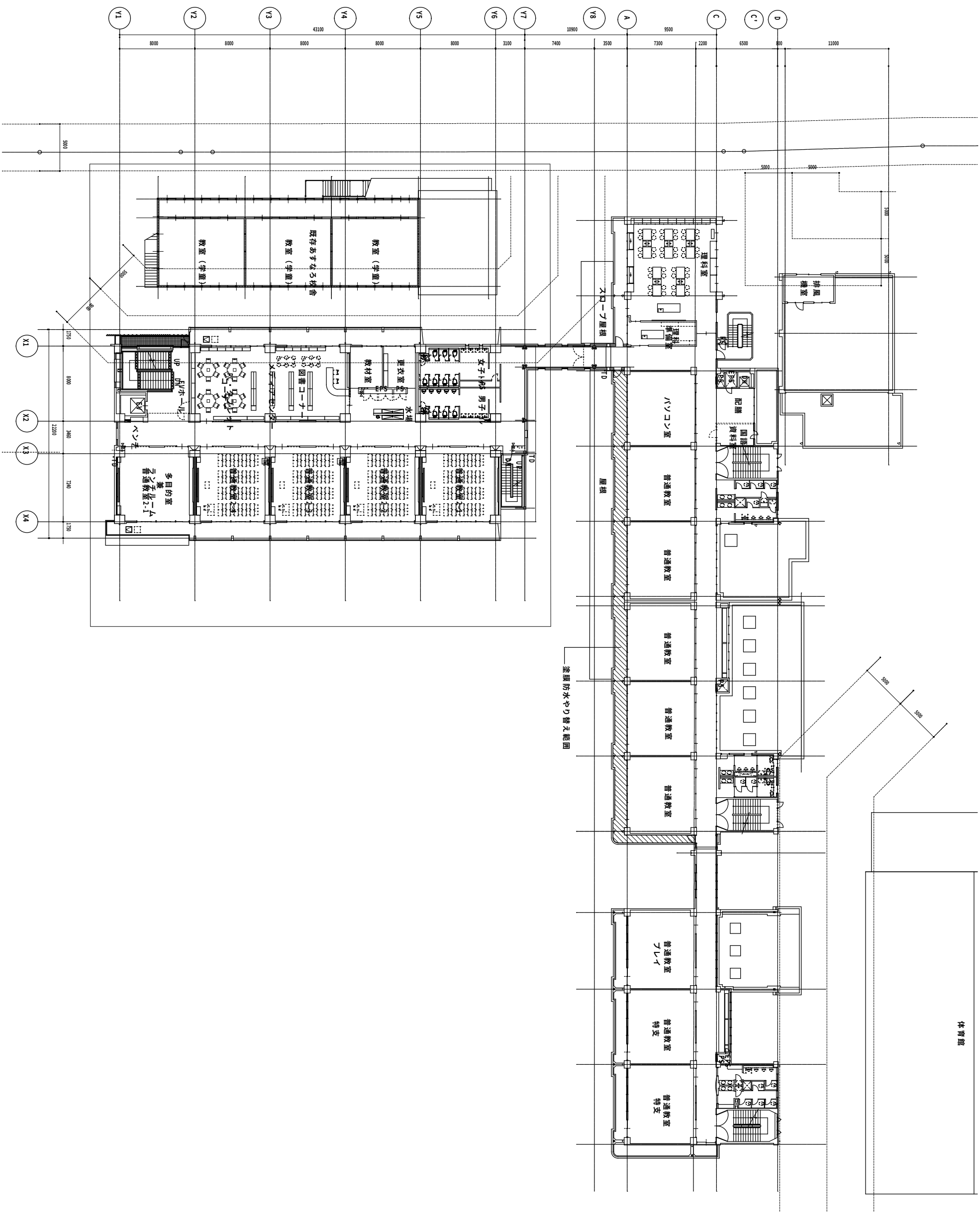
	表 題	設 計	照 査			工 事 名 称	流山市立南流山小学校校舎増築工事（建築工事）	図 面 番 号
						図 面 名 称	位置図・配置図	
						縮 尺	S=1/5000、S=1/1000	

1階平面図



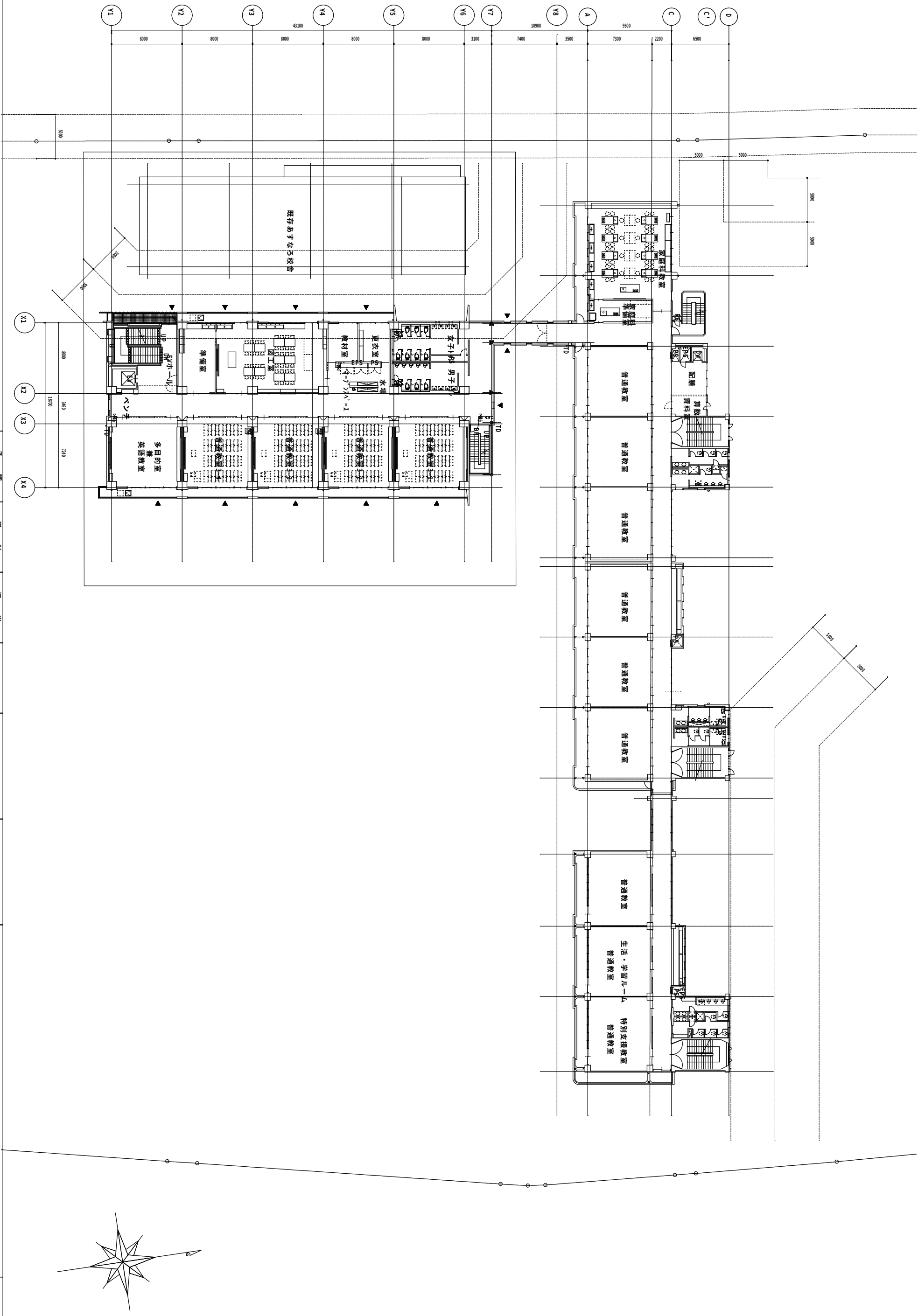
	承認設計担当				工事名称	湛山市立南流山小学校校舎増築工事（建築工事）	図面番号
					図面名称	1階平面図	
					縮尺	S=1/400	

2階平面図



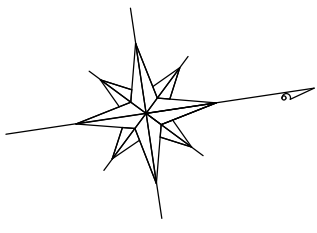
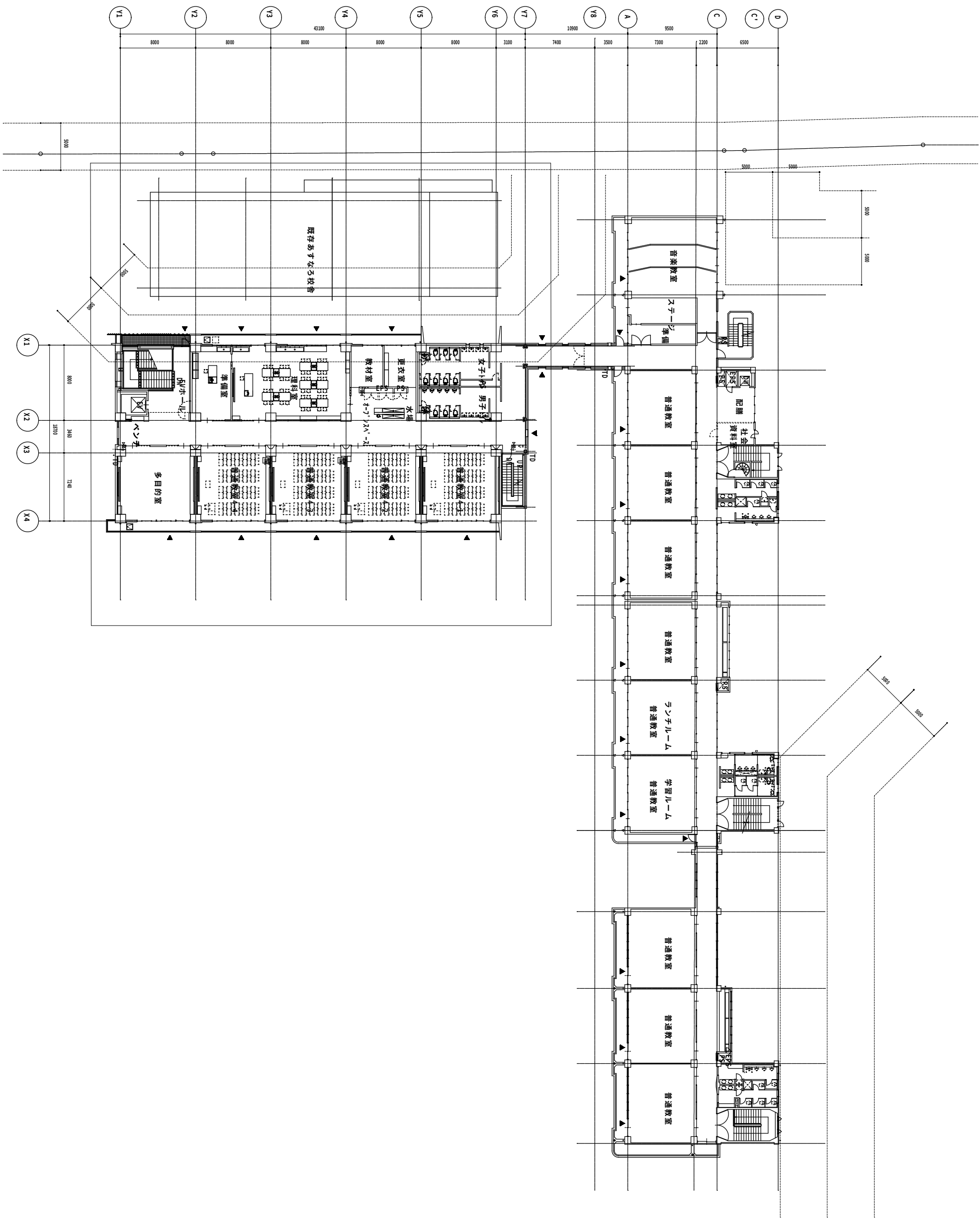
	承 認	設 計	担 当		工 事 名 称	流山市立南流山小学校校舎増築工事（建築工事）	図 面 番 号
					図 面 名 称	2 階平面図	
					縮 尺	S=1/400	

3階平面図



	承 認	設 計	担 当	工 事 名 称	流山市立南流山小学校校舎増築工事（建築工事）	図 面 番 号
				図 面 名 称		
				縮 尺		
				縮 尺	S=1/400	

4階平面図



	承	股	計	担	当		(工書名称)	図面番号
							清山市立南青山小学校倉庫改築工事(機械工事)	
							4階平面図	
							S=1/400	
							縮尺	

議案第 60 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の名称 | 流山市立南流山小学校校舎増築工事（機械設備工事） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 168,480,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県流山市前ヶ崎370番地
日本サービス株式会社 流山営業所
所長 久保 昭夫 |

参考資料

流山市立南流山小学校校舎増築工事（機械設備工事）概要

1 工事場所 流山市大字木487番地

2 概要

（1）工事概要 流山市立南流山小学校校舎増築工事に係る機械設備工事

ア 空気調和設備工事

GHPエアコン室外機 4台

GHPエアコン室内機 54台

イ 換気設備工事

全熱交換型換気扇 46台

排気ファン 20台

ウ 計装設備工事

制御ケーブル 2, 253m

エ 衛生器具設備工事

洋風大便器 41台

壁掛小便器 20台

カウンター式洗面器 32台

掃除用流し 8台

オ 給水設備工事

受水槽 1基

加圧給水ポンプ 1台

揚水ポンプ 2台

カ 排水設備工事

湧水排水ポンプ 2組

キ 消火設備工事

屋内消火栓ポンプ 1台

消火補給水槽 1基

屋内消火栓ボックス 8台

連結送水管放水口格納箱 2台

ク ガス設備工事

ポリエチレン管 101m

カラー鋼管 160m

(2) 構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地上4階建て

普通教室16教室、特別教室等7教室

(3) 延べ面積 3,283.60平方メートル

3 工期 議会の議決の日の翌日から平成30年2月28日まで

4 設計 東京都文京区白山三丁目1番8号

株式会社INA新建築研究所

5 施工 千葉県流山市前ヶ崎370番地

日本サービス株式会社 流山営業所

6 工事費 168,480,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

業 者 経 歴 表

会 社 名	日本サービス株式会社			
自 己 資 本 の 額	30,000千円			
所 在 地	本 社	千葉県松戸市主水新田476番地10		
	営 業 所 等	千葉県流山市前ヶ崎370番地		
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	平成27年 1月18日 千葉県知事許可（特-26） 第27691号			土木・管・舗装
	平成28年 3月12日 千葉県知事許可（般-27） 第27691号			建築・大工・とび土工・石・ 屋根・タイル・レンガ・ブロック 鋼構造物・しゅんせつ・ 塗装・内装・水道施設
営 業 種 目	土木工事、建築工事、管工事、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事			
代 表 者	代表取締役 染谷眞之			
過去2か年の年間平均完成工事高 (単位：千円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成26年	717,356	153,495	870,851
	平成27年	475,090	294,258	769,348
	平 均	596,223	223,877	820,100
過去の主な工事経歴	工 事 名	流山市立東小学校校舎空調設備設置工事(機械設備工事)		
	発 注 者	流山市		
	工事金額	72,240,000円		
	工 期	平成27年6月17日～同年10月15日		
	受注形態	元請		
	工 事 名	流山市立向小金小学校校舎空調設備設置工事(機械設備工事)		
	発 注 者	流山市		
	工事金額	50,976,000円		
	工 期	平成27年6月17日～同年10月15日		
	受注形態	元請		
	工 事 名	松戸市五香2丁目29番地先配水管整備工事		
	発 注 者	千葉県水道局		
	工事金額	53,534,520円		
	工 期	平成27年2月5日～同年9月2日		
	受注形態	元請		

議案第 63 号

平成27年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 64 号

平成27年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 65 号

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 小山小学校区に第3おおたかの森ルーム及び第4おおたかの
森ルームを、流山小学校区に第2おおぞら学童を増設するとと
もに、おおぞら学童の名称を第1おおぞら学童に変更するため
である。

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成２３年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中

「

第２おおたかの森ルーム	流山市十太夫１８６番地
-------------	-------------

」

を

「

第２おおたかの森ルーム	流山市十太夫１８６番地
第３おおたかの森ルーム	流山市十太夫９７番地の１
第４おおたかの森ルーム	流山市十太夫９７番地の１

」

に、

「

おおぞら学童	流山市流山４丁目４５１番地
--------	---------------

」

を

「

第１おおぞら学童	流山市流山４丁目４５１番地
第２おおぞら学童	流山市流山４丁目４１０番地の２

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブ（第３おおたかの森ルーム、第４おおたかの森ルーム、第１おおぞら学童及び

第2 おおぞら学童に限る。以下同じ。)に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

- 3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 67 号

平成27年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 68 号

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うためである。

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

流山市中小企業資金融資条例（昭和３８年流山市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「促進法」を「経営強化法」に、「第２条第２項第１号」を「第２条第３項第１号」に、「強化法」を「産業強化法」に改め、同条第４号中「促進法第２条第３項第１号」を「経営強化法第２条第４項第１号」に、「強化法」を「産業強化法」に改め、同条第１３号中「強化法」を「産業強化法」に改める。

第３条第３項第１号中「促進法第２条第２項第１号」を「経営強化法第２条第３項第１号」に改め、同項第２号中「促進法第２条第２項第２号」を「経営強化法第２条第３項第２号」に改め、同項第３号中「促進法第２条第３項第１号」を「経営強化法第２条第４項第１号」に改め、同項第４号中「促進法第２条第３項第２号」を「経営強化法第２条第４項第２号」に改め、同項第５号から第８号までの規定中「強化法」を「産業強化法」に改める。

第５条の表中「強化法の」を「産業強化法の」に、「強化法第１１３条第１項」を「同法第１１３条第１項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行の際、この条例による改正前の流山市中小企業資金融資条例の規定に基づく申請又は融資の決定については、この条例による改正後の流山市中小企業資金融資条例の規定に基づく申請又は融資の決定とみなす。

議案第 71 号

平成27年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 72 号

平成27年度流山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成27年度流山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 73 号

平成27年度流山市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成27年度流山市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 74 号

平成27年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度流山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 75 号

流山市名誉市民の決定について

流山市名誉市民に次の者を決定したいので、流山市名誉市民条例（平成28年流山市条例第22号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

- 1 氏 名 後藤 純男
- 2 住 所 流山市江戸川台東〇丁目〇〇番地
- 3 生年月日 昭和5年〇〇月〇〇日

平成28年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 後藤純男氏を名誉市民に決定するに当たり、議会の同意を求めるためである。

功 績 調 書

現住所 流山市江戸川台東〇丁目〇〇番地

ごとう すみお
後藤 純男

昭和5年〇〇月〇〇日生まれ(満86歳)

功 績

氏は、昭和27年に日本美術院展覧会(院展)に初入選の後、「吉野山」や「十勝岳連峰」、「桂林山水朝陽」など多くの作品を世に送り出し、活躍著しい世界屈指の日本画家である。

その画風は、国内に留まらずフランス パリ・エトワール展の開催をはじめ、中国西安美術学院「後藤純男日本画教室」の開校など、国際的にも高い評価を得ている。

さらに、自身の創作活動のみならず、東京藝術大学教授、中国西安美術学院名誉教授として後進の育成に努めたほか、日本美術院理事などを歴任し、日本美術界の発展に尽力された。

流山市においては、氏が昭和37年に現在の流山市江戸川台に居を構えた後、昭和52年の流山市美術家協会設立の際には創立会員として名を連ね、同協会主催の市展への出展はもとより、昭和62年4月の流山市役所第一庁舎新築後、数年にわたり市民ギャラリーに自身の日本画を無償で展示いただき、またその後も平成16年1月及び8月には市民ギャラリーに作品を提供するなど、市内の文化芸術の振興に多大なる尽力をされた。

また、平成18年に、生涯学習センターを会場に市制施行40周年を記念して開催された後藤純男展では、市内外を問わず多くの来場者を集め、大好評を博した。

氏は、広く文化の興隆に活躍され、その功績から、平成18年春の叙勲にて旭日小綬章を受章、平成28年には大作「大和の雪」で第72回日本芸術院賞を受賞されるとともに、さらに日本芸術院賞を受賞した方の中から特に選ばれた方に贈られる恩賜賞を受賞された。

参考添付

氏 名		経 歴 書
後藤 純男		
現 住 所		流山市江戸川台東〇〇丁目〇番地
生 年 月 日		昭和 5 年〇〇月〇〇日
経 歴	昭. 21	山本丘人に師事のち田中青坪に師事
	昭. 27. 9	日本美術院展覧会に初入選
	昭. 37. 9	流山町江戸川台東に転居 現在に至る。
	昭. 40. 9	日本美術院展覧会 日本美術院賞・大観賞受賞
	昭. 49. 2	日本美術院同人に推挙される。
	昭. 51. 9	日本美術院展覧会 文部大臣賞受賞
	昭. 61. 9	日本美術院展覧会 内閣総理大臣賞受賞
	昭. 63. 10	東京藝術大学美術学部教授に就任
	平. 5	真言宗総本山長谷寺に襖絵奉納
	平. 7. 5	画業 5 0 年展（パリ三越エトワール）開催
	平. 9. 3	東京藝術大学教授を退官
	平. 9. 9	北海道上富良野町に「後藤純男美術館」開設
	平. 11. 4	高幡不動尊金剛寺に襖絵奉納
	平. 14. 9	「後藤純男展」（北海道立近代美術館）開催
	平. 18. 5	春の叙勲受章（旭日小綬章）
	平. 18. 11	流山市市制施行 4 0 周年記念「後藤純男展」開催
	平. 26. 1	「日本画と書のしあわせな出会い 後藤純男と 日野原重明展」（日本橋三越本店）開催
	平. 28. 3	日本芸術院賞・恩賜賞受賞
	平. 28. 4	東京藝術大学名誉教授に就任 現在に至る。
	現在	日本美術院 同人 東京藝術大学 名誉教授 中国西安美术学院 名誉教授 千葉県美術会 名誉会員 流山市美術家協会 名誉会員 埼玉県松伏町 名誉町民

報告第 11 号

平成 27 年度健全化判断比率について

平成 27 年度流山市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

平成 28 年 9 月 1 日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成 2 7 年度健全化判断比率

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4 . 0	4 5 . 0

報告第 12 号

平成27年度資金不足比率について

平成27年度流山市の公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年9月1日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成 2 7 年度公営企業会計に係る資金不足比率

(単位：％)

流山市土地区画整理事業特別会計	流山市水道事業会計	流山市下水道事業会計
—	—	—

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月1日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 7 月 1 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が訪問調査先から公用車（市が賃借している自動車）を出庫する際、土地境界上に設置されたブロック壁に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 28 年 4 月 8 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市向小金 3 丁目 84 番 23 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉県千葉市美浜区新港 57 番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 28 年 7 月 1 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 76,572 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年７月２２日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市民生活部コミュニティ課の職員が自治会長宅を訪問するため、公用車（市が賃借している自動車）を停車させようとしたところ、ガードレールに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２８年６月２日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市駒木台３４０番１９地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目３番
幕張テクノガーデンＢ棟２階
日本カーソリューションズ株式会社
千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２８年７月２２日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | １７７，０１２円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年８月９日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 財政部資産税課の職員が土地所有者との現場立会いのため、公用車（市が賃借している自動車）を運転し移動中、道路を右折しようとしたところ、民家のフェンスに接触し、当該フェンスを破損させた物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２８年５月２７日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山〇〇丁目〇〇番〇〇地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市流山〇〇丁目〇〇番地の〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２８年８月９日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ２８，０００円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年８月１６日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 財政部資産税課の職員が土地所有者との現場立会いのため、公用車（市が賃借している自動車）を運転し移動中、道路を右折しようとしたところ、民家のフェンスに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２８年５月２７日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山〇〇丁目〇〇番〇〇地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目３番
幕張テクノガーデンＢ棟２階
日本カーソリューションズ株式会社
千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２８年８月１６日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ８８，９５９円 |

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月1日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する駐車場における車両の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 7 月 21 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市主催の行事の参加者が、保健センターの駐車場に自己が所有する自動車を駐車するため後進したところ、駐車場内の側溝の金属製の蓋が跳ね上がり、当該自動車の助手席側のドアの下のマッドガードが損傷した物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 28 年 6 月 2 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石 4 丁目 1 4 3 3 番 1
（流山市保健センター駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市加〇丁目〇〇番地の〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 28 年 7 月 21 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 139,783 円 |

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月1日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する市道上で発生した転倒事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年７月２９日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路の歩道上に生じた段差で歩行者が転倒し、負傷したことによる人身及び物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２８年２月６日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市南流山３丁目７番１５地先
（市道１０９号線の歩道） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市南流山〇丁目〇〇番地の〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２８年７月２９日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額２０，１５０円のうち、
１０，０７５円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | １０，０７５円 |